最近の韓国の労働事情

—韓国外国人雇用許可制

少子高齢化が進む韓国では、労働力不足の解消に向けた外国人雇用政策が進められている。



元東海大学 教授 小野 豊和

外国人を名実ともに労働者として

韓国社会は少子高齢化による労働力不足が 日本よりも早く進んでいる。韓国統計庁の推 計によると 2024年の韓国の人口約 5200万人 が2072年には約3600万人(30.8%減)に減少。 2024年の生産年齢人口(15~64歳)3633万人 が、2050年には1188万人少ない2445万人に 減少する見込み。2023年の合計特殊出生率(1 人の女性が生涯に生む子どもの数)は 0.72 で世 界最低水準である。このような背景があり海外 に労働力を求めてきたが、政府による統制が不 十分であったことから不法滞在者の増加、外国 人による犯罪の増加など社会問題化したこと で、1997年から、日本の外国人技能実習制度 を参考に産業研修生制度を導入した。労働力不 足が顕著な 3 D (Dirty、Dangerous、Difficult) 業種に重点を置いた政策である。

ところが、送り出し国にブローカーが存在していて韓国に来ても高額負債、受け入れ企業における低賃金、劣悪な労働環境による人権侵害等から失踪者が増え、その結果、不法滞在者が増加した。そこで2004年に実習・研修という建前をやめ、外国人を名実ともに労働者として扱う雇用許可制に変更したのである。外国人労働者の雇用を希望する事業者に政府が雇用許可を与える制度である。

雇用許可制には、一般雇用許可制と特例雇用 許可制がある。一般雇用許可制は、韓国政府が 送り出し国と二国間で協定を締結する。現在は アジアを中心に17カ国*から、単純技能労働の 8業種——製造業、建設業、サービス業、農畜 産業、漁業、飲食業、林業、鉱業に限定して受 け入れている。在留資格は「非専門就業(E-9 ビザ)」になる。

特例雇用許可制は、朝鮮半島にルーツをもつ 韓国系外国人を受け入れる制度で、在留資格は 「訪問就業(H-2 ビザ)」。採用・入国の手続き は一般雇用許可制とは異なる。

※フィリピン、モンゴル、スリランカ、ベトナム、タイ、ウズベキスタン、パキスタン、インドネシア、カンボジア、中国、バングラデシュ、キルギス、ネパール、ミャンマー、東ティモール、ラオス、タジキスタン (2025 年度から追加)

政府同士で二国間協定

ここでは一般雇用許可制について説明を加える。対象者は犯罪歴のない18歳以上39歳以下で、送り出し国で実施される選抜試験(韓国語+技能試験)に合格することが条件となる。大統領直轄の国務調整室長を委員長とする外国人力政策委員会が外国人労働者政策の最高意思決定機関で、毎年外国人労働者に関する方針を出す。その方針に基づき手続きを行う。

韓国政府と送り出し国政府との間で二国間協 定を結び、送り出し国政府機関と韓国の実施団